保育料の軽減(3歳未満児が対象)

兄弟姉妹の同時入所の軽減以外に次の軽減があります。軽減は、手続きがあった翌月 以降から対象となります。手続きが遅れた場合、遅れた月分の保育料については減額対 象とはなりませんのでご注意ください。

(1) 兄姉が保育園以外の施設に通園・利用している場合の軽減

就学前の兄姉が<u>町立保育園以外の施設</u>に通園・利用している場合、保育園に入園する 児童が軽減の対象となる場合があります。

◎町立保育園以外の施設

幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援事業所、児童心理治療施設通所部、医療型児童発達支援事業所、家庭的保育事業、企業主導型保育事業 等

●手続きには次のアとイの書類を提出してください。

提出書類

ア「保育園児の兄姉が町立保育園以外の施設に通園・利用している申出書」 イ児童が在籍している「在園・利用証明書」(4月に上記施設に入園・利 用予定の方については、その施設から発行される「入園・利用通知書」 の写し等)

(2) 第三子以降保育料の軽減

保護者が18歳未満の児童を3人以上養育している場合で、3人目以降の3歳未満児が保育園等に入園しているときは、その園児の保育料は無料となります。

具体的には、次のアからウの条件の全てに当てはまる園児が対象になります。

- ア 入園年度の4月1日時点に3歳未満児である。
- イ 18歳未満(4月1日時点)の兄弟姉妹が3人以上いて、生計を同一にしている。
- ウ 入園園児の年齢が上から数えて3人目以降である。

提出書類 「保育所使用料減免申請書(第三子保育料無料化用)」

(3) 多子世帯及びひとり親世帯等に係る保育料の軽減

多子世帯で保育料の階層が5階層の一部(ひとり親世帯等は6階層の一部)までの場合、保育料の軽減となる場合があります。

提出書類 「世帯状況届出書」